



Title	アメリカ労災補償法制における永久障害補償の法的分析（一）
Author(s)	地神, 亮佑
Citation	阪大法学. 2019, 68(6), p. 107-120
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87192
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

アメリカ労災補償法制における永久障害補償の法的分析（二）

地 神 亮 佑

はじめに

わが国において、労働者が業務上の負傷・疾病をこうもりり、療養の結果それが治った（症状固定した⁽¹⁾）ものの障害が残存した場合、第一次的には、当該労働者を使用していた使用者が、当該労働者に対し、労働基準法上の障害補償支払責任を負う（労働基準法七七条）。しかし、当該労働者に対し労働者障害補償保険法（労災保険法）に基づいて労働基準法上の災害補償に相当する給付が行われるべきものである場合には、使用者は補償の責を免れる仕組みとなつているため（労働基準法八四条一項）、実際上は被災労働者に対し、労災保険を管掌する政府から、障害補償に相当する障害補償給付が支給されることとなる（労災保険法一二条の八第二項）。具体的には、障害補償給付は「厚生労働省令で定める障害等級に応じ、障害補償年金又は障害補償一時金とする」もの（労災保険法一五一条一項）とされ、その額は、それぞれ、労災保険法「別表第一又は別表第一に規定する額とする」（同条二項）とされる。なお、平成二九年度に支払われた障害補償給付の総額は年金・一時金合わせて約一四四三億円（件数は約

四七万四〇〇〇件)となつており、業務災害にかかる保険給付総額のうち約三・五%を占めている。⁽²⁾

障害補償給付の基礎となる障害等級表は、「身体をまず解剖学的観点から部位に分け、次にそれぞれの部位における身体障害を機能の面に重点をおいた生理学的観点から、……一種又は數種の障害群に分け」、「さらに、各障害は、その労働能力の喪失の程度に応じて一定の順序のもとに配列」したものであり⁽³⁾、その順序(等級)に応じ、給付基礎日額すなわち負傷・疾病前の賃金に基づいて、年金・一時金が支給されることとなつてゐる。このような障害補償給付は、被災労働者のどのような損失を補償するものといえるだろうか(いいかえると、何を保険事故とした給付なのだろうか)。伝統的な考え方は、給付対象を「労働能力の喪失・低下」ととらえる考え方である。厚生労働省労働基準局の解説によれば、障害補償給付の対象は「個々の身体障害(指一本、足一本等々)そのものではなく、それによる『労働能力の喪失の状態』にほかならない」としている。他方で、このような理解に基づいた現在の制度についてはいくつかの課題が指摘されている。もつともよくみられる指摘は、「等級表においては、被災者の年齢、職種、利き腕、経験等、被災者の職業能力にかかる条件は、障害の程度を決定する要素として考慮されていない」結果、たとえば小指の用を廃したピアニストとサラリーマンでは、その意味は大きく異なるにもかかわらず、同じ補償給付しか受けられないという点である。⁽⁶⁾つまり、障害等級表に基づく障害補償給付が「一般的な平均的労働能力」の喪失を想定しており個別事情を捨象していることが、あるいは一定の捨象は許容されるとしてその捨象の程度が、妥当であるのかという点が問題となるのである。⁽⁸⁾また、外貌醜状や生殖器の障害など、労働能力と直接的には関係しない障害についても補償の対象としていることについて、理論的統一性がないことも指摘されている。⁽⁹⁾

障害補償給付の対象を労働能力の喪失であると解することじたいについても、「人間は社会的存在であるから、

障害は単に生物的生活能力と経済的稼働能力（earning capacity）の問題に止まらず、社会的不利の問題に到達せざるものはない」のであり、障害補償給付においても「被災者をより総合的に全人格的に把握する必要がある」とが指摘されている。⁽¹⁰⁾

アメリカ労災補償法制における永久障害補償の法的分析（一）

以上のような障害補償給付に対する諸課題を検討するための一材料とすべく、本稿では、アメリカ合衆国の労災補償法制における「永久障害補償」（permanent disability benefits）の内容とそれに関する議論の検討を行う。後述のように永久障害補償は、被用者が業務上負傷・疾病をこうむりそれが治癒したが身体等に障害が残った場合に、使用者が支払義務を負う金銭を指し、わが国の障害補償給付に相当する。アメリカの法制度を参照する理由としては、わが国においてこれまでアメリカの障害補償について掘り下げた分析が行われてこなかつたこと⁽¹¹⁾、アメリカの労災補償制度は後述のように、使用者の労災補償責任が認められる場合に被用者が使用者に対する民事訴訟を重ねて提起できない排他的救済主義を採用しているため、労災補償の内容の相当性についてより議論が重ねられていること、制度が州法に基づき行われておりその内容が多様で比較分析ができる上、わが国とは異なる制度（実際の賃金低下に応じた給付を行う制度など）を採用する州があり参考になることが挙げられる。まず、第一章においてアメリカ労災補償制度における永久障害補償の意義・議論と州法制度の内容の全般的傾向を整理・分析する（第一章）。その後、具体的に州法の内容を順に検討していく（第二～四章）。検討する州法は、労働災害発生の多いと考えられるいわゆる工業州の州法であり、永久障害補償の内容決定方法に関する法やその解釈についてそれぞれ特徴（その内容については各章で詳述する）を有するミシガン州、ニューヨーク州、フロリダ州の労災補償法とした。

第一章 永久障害補償制度の全体像と議論

第一節 永久障害補償の位置づけと概要

一 労災補償制度の全体像と特徴

まず、アメリカ労災補償制度の全体像を概観する。アメリカ各州の立法府は二〇世紀のはじめ頃から、業務上の負傷・疾病・障害・死亡を被った被用者またはその遺族が使用者に対しこモノローに基づく不法行為法上の賠償請求をすることが困難であり（使用者の過失の立証が必要であり、使用者側から多様な抗弁が可能であった）、しかしその救済が必要であるという認識から、イギリスの例にならい、労災補償（workers' compensation）に関する制定法を成立させていった。労災補償法の存在により、被用者は、使用者の過失を立証する必要なく、単に自らの状況が「雇用の過程において」「雇用から生じた」（arouse out of and during the course of employment：以下単に「業務上の」とする）ものであるとの立証のみで使用者に対する補償支払請求が可能となつた。使用者は、そのような立証をした被用者（遺族）に対し主として療養補償（medical benefits）、障害補償（disability benefits）、遺族補償（death benefits）の支払義務を負うこととなる。しかし、そこで負う使用者の補償責任は不法行為法上の損害賠償責任よりも制限されている。加えて、この点は日本の労災補償システムとの違いであるが、各州法は「排他的救済主義」（exclusive remedy：「单一救済主義」とも訳される）を採用し、使用者に労災補償の支払義務が認められる場合、使用者は被用者に対する不法行為法上の損害賠償責任を完全に免れる制度となつていて、これは、使用者が「無過失」責任を負うこととのトレードオフである。⁽¹²⁾

そして、各州制定法は、適用対象となつている使用者について、私企業の運営する保険に加入することを義務づ

けている⁽¹³⁾。保険給付のプロセスにおいては、多くの州で、争いのないケースとあるケース⁽¹⁴⁾いすれにおいても、州の所管行政機関が関与する。争いのないケースにおいては、使用者や保険会社による行政機関に対する給付報告が行われる。争いのあるケース、すなわち使用者が補償責任を否定し保険会社が給付を行わない場合、被用者は行政機関に給付申請を行い、行政機関はその当否を判断する。最終的には裁判所における司法判断ということになる。

なおここで、わが国の制度と比較した場合のアメリカの労災補償制度の特徴を確認しておきたい。まず、大きな違いは排他的救済主義を採用している点である。労災補償責任が認められる場合に不法行為法上の賠償請求ができるないことは、その分、補償額が実際の損害額と大きく乖離しない制度設計がより強く求められる。また、労災補償を民間保険により行うことで、保険会社は保険給付を抑えるため、使用者は保険料増大を抑えるため、より積極的に支払拒否や行政機関の決定に対する異議申立・訴訟を行う可能性がある。そのような場合には被災した被用者の救済に時間がかかるほか問題解決にかかるコストもかかるため、なるべくトラブルの発生しにくい制度設計にすべきであるという要請もある。

二 永久障害補償の位置づけ⁽¹⁵⁾

次に、業務上の傷病をこうむった被用者に永久障害補償の受給権が発生するプロセスについてみていく。被用者は、一定の待期（waiting period）の後、まず使用者から一時的障害補償（temporary disability benefits）を受け⁽¹⁶⁾ることとなる。その額は、療養による休業のため賃金を全額受けない場合には一時的「全部」（total）障害として平均週給（業務上の傷病以前に得ていた賃金額。詳細は後述）の三分の一（あるいは六六・七パーセント）、一部受けの場合には一時の「一部」（partial）障害として平均週給から受けた賃金額を除した額の三分の一（同前）と

なることが多い。い)のように、一時的障害補償は、わが国の休業補償給付に相当するものといってよい。

一時的障害補償を受けている被用者的心身の状態が回復し、通常の業務に戻りふたたび賃金を受ける)ことができるようになつた場合、同補償は終了する。しかし、被用者の傷病が治癒した時点、すなわちそれ以上の医学的な措置の効果が上がらない状態になつた時点 (maximum medical improvement)において、一定の「障害」が残つている場合がある。そのような場合、治癒した被用者はその後の一時的障害補償の受給権を失うとともに、新たに永久障害補償 (permanent disability benefits) を受けることになる。障害の程度に応じ、永久全部障害と永久一部障害に区別される。⁽¹⁷⁾ い)のように治癒をあつかけとする点で、永久障害補償はわが国の障害補償給付と同じ位置づけのものであるといえる。

三 永久障害補償の内容の決定方法

では、永久障害補償の額・補償週数はどのように決定されるのであろうか。全米の傾向から、その決定方法は大きく二つの種類に分けられる。⁽¹⁸⁾ まず、永久障害補償の週額の伝統的な決定方法として、「不確定型」(unscheduled benefits) がある。不確定型は、業務上の傷病を被つた時点の賃金額 (平均週給) と比べて、治癒後に得る) ができる賃金額がどの程度低下したかという「賃金低下」(wage loss) (厳密には「賃金稼得能力低下」(loss of wage earning capacity)。本章第三節で詳述) の程度に基づき各週の補償額が決定され (一般に低下分の三分の1)、賃金・賃金稼得能力低下の継続する限りにおいて補償が行われるものである (以下、「賃金低下型」とする) である)。

い)に対し、「確定型」(scheduled benefits) は、喪失 (loss) した、または全部使用不能 (loss of use) となつ

た部位の種類（たとえば「腕」「手の小指」「田」など）、または一部使用不能となつた部位や身体全体（body as a whole）の医学的な損傷率（impairment rate）に応じて、現実の賃金・賃金稼得能力低下の有無を問わず、治癒の時点での補償額・補償週数が確定されるものである（平均週給×補償週数の一時金となる場合もある）。

各州は確定型と不確定型を組み合わせて補償内容を決定している。たとえば、後に取り上げるミシガン州・ニューヨーク州では一部の部位の喪失について確定型を利用し、その他の賃金低下・賃金稼得能力低下については不確定型を採用している。また、フロリダ州は「身体全体」の損傷率により補償週数が確定する確定型を採用している。

第一節 「補償対象となる障害」の意義

一 「障害」概念の多様性

ハリス、「補償の対象となる障害」（compensable disability）⁽¹⁹⁾とは、業務上の傷病が被用者にもたらすどのような結果を指すのかという点が問題となる。John F. Burton, Jr.教授の整理⁽²⁰⁾によると、業務上の傷病がもたらす「永久的な」結果は、次のように分類である。まず、業務上の傷病は①心身の「損傷」（impairment）をもたらす。損傷は、身体の部位が切断等で失われる解剖学上の喪失（anatomical loss）と、たとえば腕は喪失していないが肩の動きに一定の制約があるなどといった部位の機能障害（functional loss）に分類される。そして、損傷は②されぬまま日常生活上の基本的な活動に制約をもたらす（limitations in activities of daily living）。ハリスでは業務上の傷病そのものから発生する結果であるが、そこには被用者の年齢、教育や職業経験、労働市場の状況など業務上の傷病以外の要素が加わることによって、③労働障害（work disability）と④労働以外の障害（non-work disability）

が生ずる」となる。^③ 労働障害とは具体的に、^③ (A) 「賃金稼得能力」の低下 (loss of wage earning capacity) または^③ (B) 現実の賃金低下 (actual wage loss) を指す。^① から^④ はそれぞれ被用者に負の影響を与えるものであるが、永久障害補償はこのいずれを補償対象としているのだろうか。⁽²¹⁾

論

二 不確定型の補償対象とする「障害」

比較的理解しやすいのは、平均週給からの賃金（賃金稼得能力）低下の程度に応じて補償額が定まる不確定型補償である。これはストレートに、被用者の賃金（賃金稼得能力）という「労働」にのみ着目した、^③ 労働障害の補償であるといえる。

不確定型補償の意義としては、たとえばミシガン州最高裁判決において次のように表現されている。

「制度の」中核となる考え方には、各々の労働者が個別的に取り扱われ、また、必要な療養の費用に加えて、それがどの程度継続するかにかかわらず、彼や彼女の現実の賃金低下（より原理的には、稼得能力の低下）の一一定割合の補償を受けるということだ。このアプローチの鍵となる長所は、事案ごとに大きく異なる事情によりたやすく対応できることだ。例えば、左手の小指を失った弁護士はほとんどまたはまったく補償を受けられないのに対し、同じ怪我を負つたコンサートピアニストは合理的な他の仕事に就労可能となるまで手当を受けられるのである。⁽²²⁾

三 確定期の補償対象とする「障害」——賃金低下の確定的推定

問題は、純粹に「損傷」の医学的知見に基づいて、被用者の実際の賃金減少や賃金稼得能力低下と無関係に、補

償の内容が決定される確定型補償がどのような結果を補償していると解するべきかである。⁽²³⁾ストレートに考えると、①損傷そのものや、②日常生活上の基本的な活動の制約を補償するものであると考えることができる。他方で、ほんらい補償すべき「結果」をあくまで③労働障害であるとともに、①損傷そのものはその程度をはかるための代替物であるとする考え方もある。③労働障害は①損傷から発生するものであり、①損傷は③労働障害に比べその程度を算定しやすいという点から導き出される。さらには、③労働障害と④非労働障害の両方の結果を補償すべきものとし、①損傷そのものをその代替物であるとする考え方もある。

アメリカ労災補償法の研究者であり、その著作がたびたび各州裁判所で引用されるArthur Larson教授は、確定型補償はほんらい、賃金低下型を基礎とするものであって、治癒時点における被用者の将来的な賃金低下の確定的推定（conclusive presumption）であるとしている。⁽²⁴⁾前記の整理でいうと③労働障害の代替物という見解である。同教授は、歴史的経緯がそのことを証明しているといふ。⁽²⁵⁾まず、最初期の労災補償法のほとんどが純粹な賃金低下型障害補償を採用していたことを指摘している。⁽²⁶⁾実際、労災補償制度の起源であるブロイセンの最初の制度（一八八〇年代）やそれに続く各国の立法、多くの州における労災補償法のモデルとなつた初期のイギリスの労災補償法（一八九七、一九〇六年）における障害補償の制度は、賃金稼得能力低下の期間すべてにおいて、業務上の傷病以前から現実に低下した賃金額の一部を補償するシンプルな賃金低下型を採用していたといふ。その後、一九一〇年にアメリカにおいて最初に成立した労災補償法であるニューヨーク州法、翌一九一年に成立した一〇の州法のうち八が、同じように純粹な賃金低下型を採用していた。他方、同年にはニュージャージー州において確定型補償をそなえた労災補償法が成立したが、同制度を含む初期の確定型補償が、被用者の将来的な賃金低下を疑いの生じない程度に確実に推定できるといえる主要な部位の喪失（切断）に限定されていたことから、当時の識者の見解も踏⁽²⁷⁾

まえつつ、少なくとも当時の確定型補償が賃金低下型から乖離したものではなかつたことを示している。⁽²⁸⁾

この考え方は広く受けられられており、確定型補償の存在する各州において、少なくとも建前としては、確定型補償は障害の程度を平均化した⁽²⁹⁾「労働者が被るであろう賃金低下の確定的推定」であるとされている。⁽³⁰⁾そして、現実の賃金低下と差が生ずる可能性のある確定型補償の制度が正当化される理由は、労災補償の目的の一つである「被災労働者の迅速で効果的な救済」の達成のために救済方法を簡素化することにあるとされる。⁽³¹⁾

四 確定型補償の賃金低下理論からの乖離

他方で、確定型補償の内容は次第に拡大していった。⁽³²⁾まず、「腕」から「手」、「手」から「指」といった主要な部位から小さな部位へ細分化していく。次に、切断等による部位の「喪失」（前述の整理でいうと「解剖学上の喪失」）に加えた完全「使用不能」概念（同「機能障害」）、さらに「一部」使用不能概念（その程度について損傷率を算定する）が導入された。そして最終的には、「部位」の喪失・使用不能を超えて「背中」「内臓」ひいては「身体全体」の損傷の程度について損傷率を算定し、それに応じた補償額・補償週数を決定するタイプの確定型も登場した。

Larson 教授は、このような拡大を賃金低下の確定的推定という原理から乖離するものであるとして、批判を加えている（確定型補償による賃金低下型の「浸食」（erosion）と表現している）。第一に、小さな部位の喪失による現実の賃金低下の程度は、主要な部位の喪失に比べばらつきが大きいことを指摘している。たとえば、トラック運転手と彫刻師について、「腕」の喪失は同程度の賃金減額をもたらし得るが、「指」の場合には大きな差が生ずる。第二に、部位の「一部」使用不能や身体全体の損傷を損傷率で評価する方法は、切断や部位の全部使用不能と比較

し客観的ではなく、医師・弁護士・行政機関等による争いが生じやすく、賃金低下の「確定的推定」とは評価できないとする。⁽³⁴⁾

そのため、確定型補償を③労働障害と切り離し①損傷そのものに対する補償であると解することも考えられ、実際にそのような方向に舵を切った州もいくつかあつた。⁽³⁵⁾もつとも、確定型保障が純粹に①損傷そのものを補償対象としていると解する場合、一番の問題は、補償額の算定基礎に平均週給（傷病前の賃金額）を用いることに説明がつかなくなる点である。⁽³⁶⁾また、使用不能の「使用」が何に対する「使用」なのかが不明確になる（日常生活上の「使用」は多岐にわたるし、個々の傷病前の生活も多様である）点も指摘されている。⁽³⁷⁾

五 小括と新たな展望

以上の議論をまとめると、平均週給を算定基礎に用いる現在の永久障害補償の対象となる「障害」は、たとえ①損傷の程度に基づく確定型補償が存在していたとしても、制度創設期においてはもちろん、現在においても③労働障害であると解するほかない。⁽³⁸⁾しかし、現実には確定型補償の拡大により実際の賃金低下との乖離が生じやすくなっているという評価となる。この乖離は排他的救済主義を採用しているアメリカにおいては特に問題となり得る。

一九七〇年代以降、この問題への対処方法が考えられてきた。ひとつの方針性は、「Larson 教授が主張していた、確定型補償を限定的なものにし、賃金低下型への原点回帰をすることである。その試みを行つたのが一九七〇年代のフロリダ州であつたが、しかし最終的には再び確定型に戻つている。その経緯については第四章で後述する。もうひとつは、賃金低下型補償は③労働障害の補償として残しつつ、それとは別に、③労働障害の補償と解するには限界のある①損傷を前提とする確定型補償を、④非労働障害の補償として並行して行うように再構成する方法であ

(39) 具体的には、後者の補償を「労働」と関係する平均週給・賃金低下と無関係なものにするほか、新たに社会生활上の影響を考慮したものとすることが提案されている。唯一マサチューセッツ州がこれに類似する仕組みを採用している⁽⁴⁰⁾が、いまだメジヤーなものとはなっていない。

- (1) 労働基準法七七条にいう「治つた」とは、症状が残っていてもそれが安定して、もはや治療の効果が期待できず、療養の余地がなくなったことをいう（厚生労働省労働基準局労災補償部労災管理課編『労働者災害補償保険法（七訂新版）』（労務行政、二〇〇八年）三三五頁）。
- (2) 厚生労働省『平成二九年度労働者災害補償保険事業年報』。
- (3) 労働基準局・前掲注（1）三七九頁。
- (4) 労働基準局・前掲注（1）一八六頁。
- (5) 西村健一郎『社会保障法（追補版）』（有斐閣、二〇〇六年）三七五頁。
- (6) 有泉亨『労災補償と労災保険』日本労働法学会誌三六号（一九七〇年）五頁、上田達子「労災保険の給付法に関する一考察」同志社法学六五卷三号（二〇一三年）三五頁等。
- (7) 昭和五〇・九・三〇基発五六五号。
- (8) 馬渡淳一郎「労災保険給付の諸問題——障害補償給付の問題を中心にして——」日本労働法学会誌七六号（一九九〇年）九五頁。有泉・前掲注（6）は、立法論として、部位の「用を廃することが労働者にとって、当該の業務を廃することにも通ずる場合には、その労働能力の喪失を補償する仕組みを考えるべき」であるとしている。障害等級表の個別事情の捨象が許容される範囲を超えているということであろう。
- (9) 馬渡・前掲注（8）。
- (10) 馬渡・前掲注（8）。有泉・前掲注（6）は、障害補償給付が社会的不利をも対象にしている可能性を指摘する。
- (11) アメリカ労災補償法について、近年では中澤裕也『アメリカ労働法（第二版）』（弘文堂、二〇一〇年）二九〇～二九七頁、徐婉寧『ストレス性疾患と労災救済——日米台の比較法的考察』（信山社、二〇一四年）。障害補償についてのアメリカ

以外の比較法研究（イタリア・フランス）について、山口浩一郎『労災補償の諸問題（増補版）』（信山社、1100八年）110二二二一八頁。

- アメリカ労災補償法制における永久障害補償の法的分析（一）
- (12) 之上の項も参照され、MARK A. ROTSTEIN ET AL. EMPLOYMENT LAW 588-589 (5th ed. 2014) 1-462°。
 - (13) *Id.* at 589.
 - (14) 以上、JOSEPH W. LITTLE ET AL., WORKERS' COMPENSATION 613-626 (7th ed. 2014) 1-462°。
 - (15) 以上の項も、ROTHSTEIN ET AL. *supra* note 12 at 655-661.
 - (16) 実際には保険会社からの給付となるが、使用者責任の発生という観点から、使用者の支払であるとするべきである（以下同じ）。
 - (17) 障害補償のタイプのうち最も支払総額が多いのが永久一部障害補償で、支払件数は全体の三八・一ペーセントにすぎないが、総額は五六・一ペーセントを占める。また、永久全部障害補償の件数は全体の一ペーセントを切るもの、その総額は九・九ペーセントを占める。NATIONAL ACADEMY OF SOCIAL INSURANCE, WORKERS' COMPENSATION: BENEFITS, COSTS, AND COVERAGE 2016 DATA 36 (2018).
 - (18) ROTHSTEIN ET AL. *supra* note 12 at 655-661.
 - (19) 3 ARTHUR LARSON & LEX K. LARSON, LARSON'S WORKERS' COMPENSATION LAW § 80.02, pp. 80-2 to 3 (2000).
 - (20) John F. Burton, Jr., *Workers' Compensation Cash Benefits: Part One: The Building Blocks*, 8 WORKERS' COMP. POL'y REV. (ISSUE 2) 15, 15-18 (2008). 回分類は、SAAD Z. NAGI, AN EPIDEMIOLOGY OF ADULTHOOD DISABILITY IN THE UNITED STATES (1975) 及び後述のAMA ガイドを利用したものである。
 - (21) 障害者差別禁止法にある障害を持つアメリカ人法（American Disability Act）は障害者「全般の能力」の上位に障害を定義するが、障害者を「身体的または精神的機能障害」であると定義している（American Disability Act, 42 U.S.C. § 12102 (1) (2018)。詳細は長谷川珠子『障害者雇用と合理的配慮—日米の比較法研究』（日本評論社、1101八年）九一頁以下。訳語は同書による）。③労働障害だけではなく④労働以外の障害をばくらむ概念である。
 - (22) Sobotka v. Chrysler Co., 523 N.W.2d 454, 459 (Mich., 1994).
 - (23) John F. Burton, Jr. *Permanent Partial Disabilities and Workers' Compensation*, 53 J. URB. L. 853-861-863 (1976).

